

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 地勢

本町は長野県の北端、新潟県の県境に位置し、長野市、飯山市、中野市、飯綱町、新潟県妙高市の4市1町に隣接している。

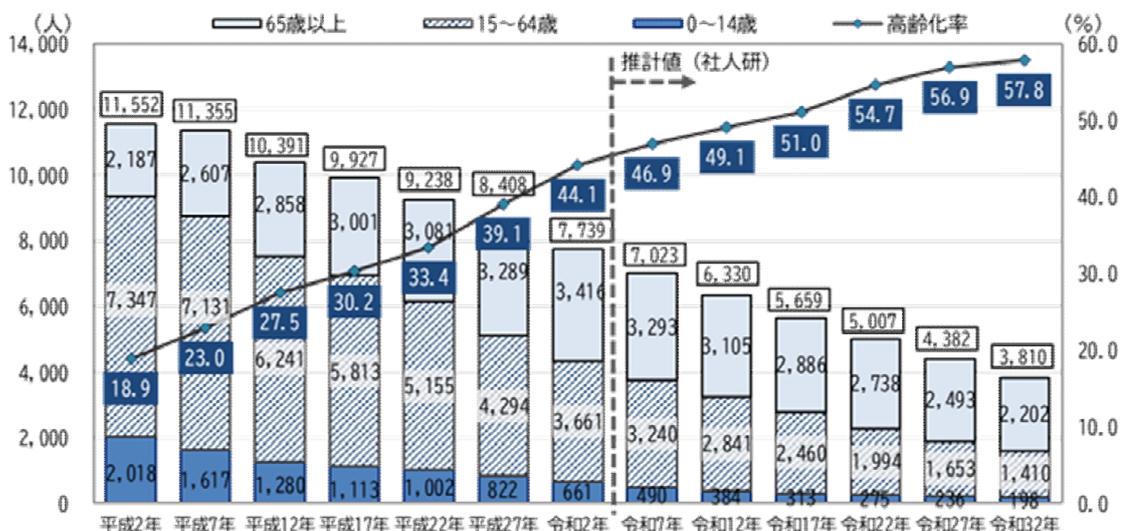
中山間地ではあるものの比較的的交通網は整備されており、町を南北に縦断する国道18号、主要地方道及び一般県道が周辺市町村と相互に連絡する道路として放射状に分布している。そのほか、上信越自動車道 信濃町インターチェンジが町内にあるほか、鉄道が整備されており、首都圏、北陸圏、中京圏へのアクセスに優れている。

② 人口構造

本町の人口は、昭和35（1960）年の13,703人をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）には7,739人となっている。また、少子高齢化が進んでおり、年齢3区分別人口でみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少し続け、老年人口（65歳以上）は増加し続けている。令和2年（2020年）の老年人口は3,416人となっており、高齢化率は44.1%となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、30年後の令和32年（2050年）には3,810人にまで減少すると見込まれている。

図表 1 信濃町の人口推移と推計



出典：出典：令和2年まで 国勢調査

令和7年以降 国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」（令和5年推計）

③ 産業構造

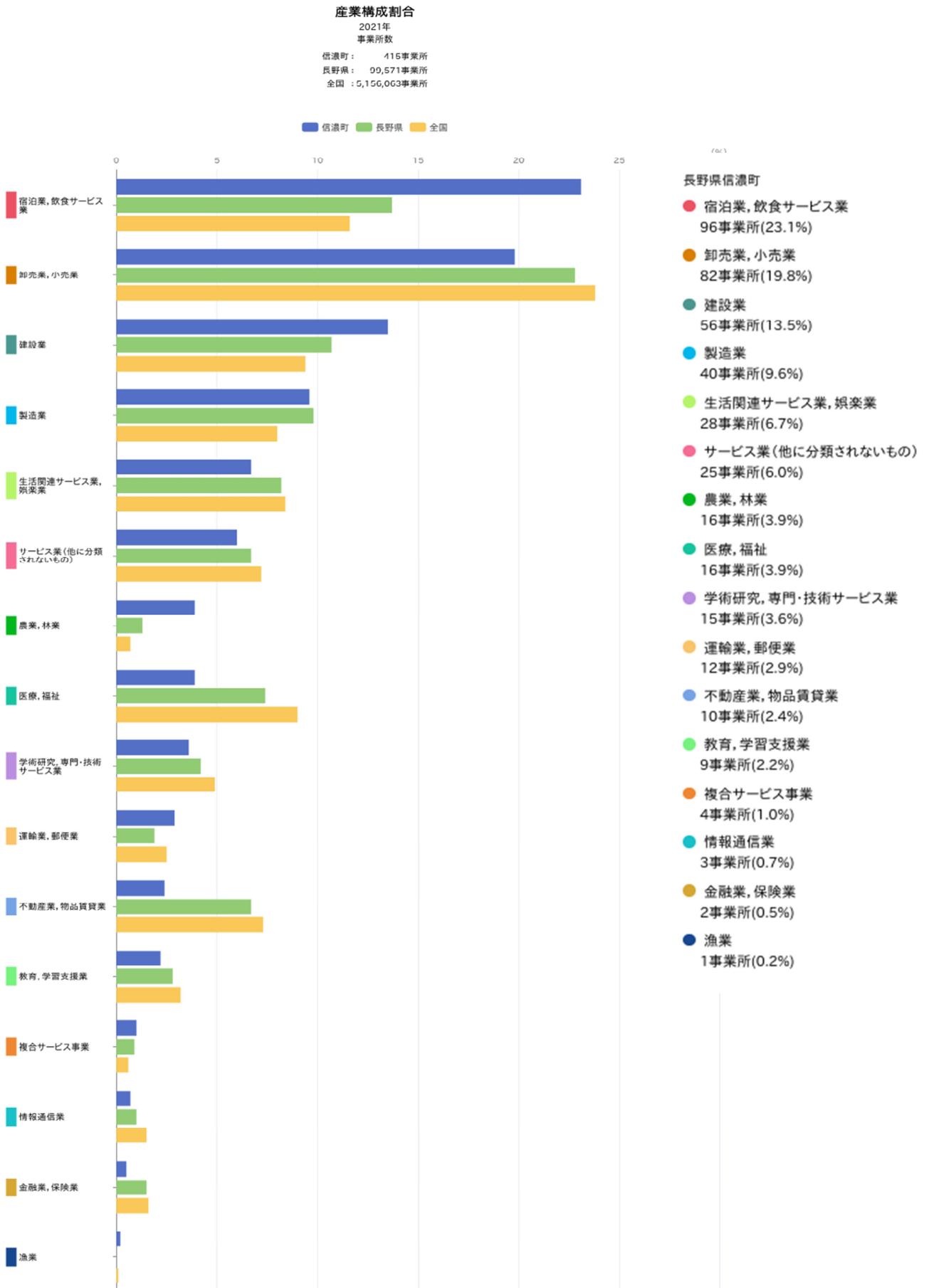
本町の事業所数をみると、もっとも多いのが宿泊業・飲食サービス業（96 事業所）である。次いで、卸売業・小売業（82 事業所）、建設業（56 事業所）、製造業（40 事業所）、生活関連サービス業・娯楽業（28 事業所）と続く。事業所の割合を国、県と比べると建設業、宿泊業・飲食サービス業の割合が高くなっている。製造業、卸売業・小売業の割合はやや低い。【図表 2】

従業員数では、製造業（863 人）がもっとも多く、次いで、宿泊業・飲食サービス業（427 人）、卸売業・小売業（425 人）、建設業（281 人）と続く。従業員数の割合を国、県と比べると製造業、宿泊業・飲食サービス業、建設業の割合が高くなっている。卸売業・小売業の割合はやや低い。【図表 3】

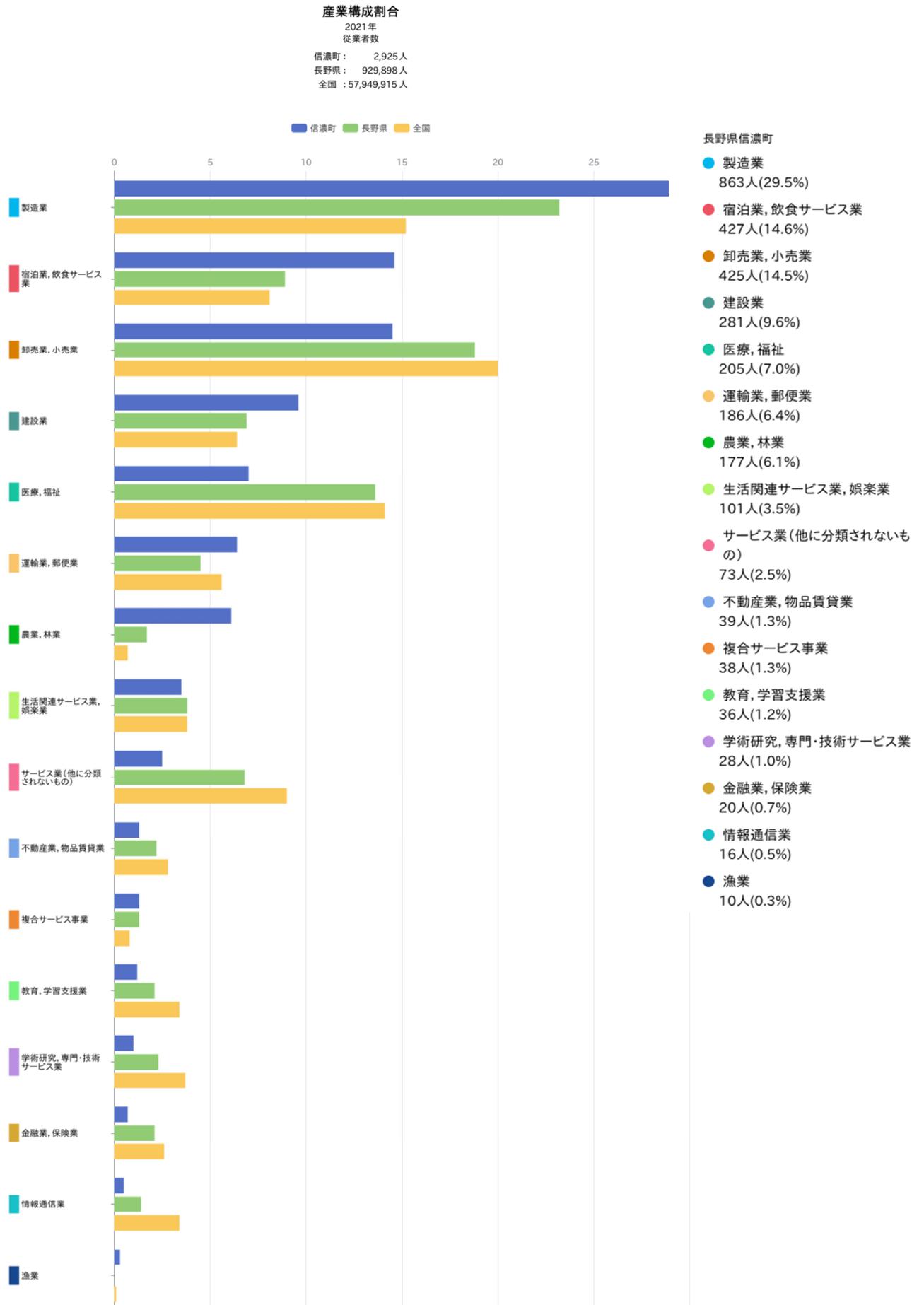
付加価値額では、建設業（1,574 百万円）がもっとも多い。次いで、情報通信業（990 百万円）、製造業（820 百万円）、卸売業・小売業（719 百万円）、宿泊業・飲食サービス業（235 百万円）が続く。付加価値額の割合を国、県と比べると建設業、情報通信業、宿泊業・飲食サービス業の割合が高くなっている。製造業、卸売業・小売業の割合は低い。【図表 4】

これらから本町の産業は、建設業、情報通信業、製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業等が主要なものとなっていることがわかる。

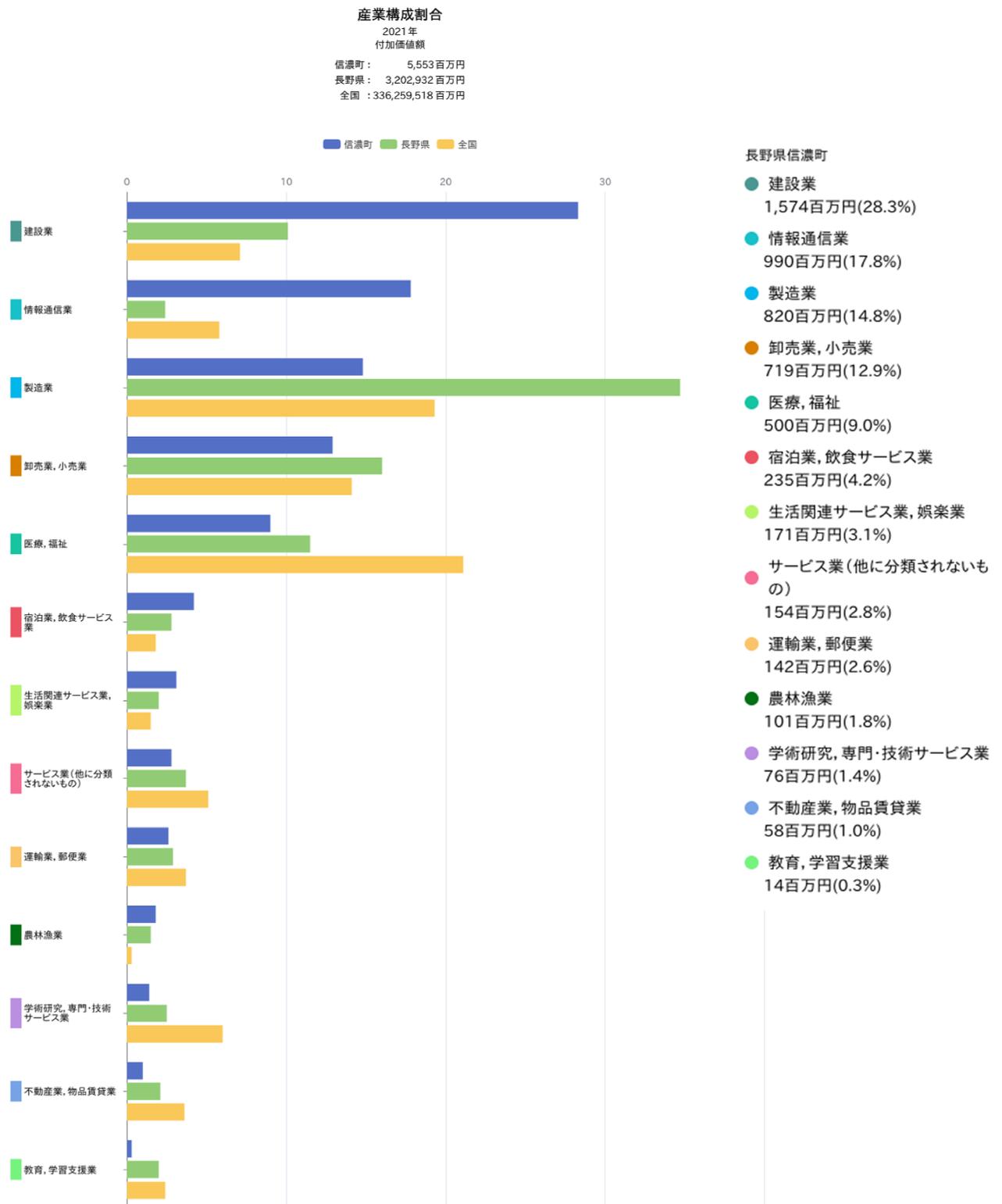
図表 2 事業所数（事業所単位 産業大分類）と事業所の割合（国・県との比較）



図表 3 従業者数（事業所単位 産業大分類）と事業者数の割合（国・県との比較）



図表 4 付加価値額（企業単位 産業大分類）と付加価値額の割合（国・県との比較）



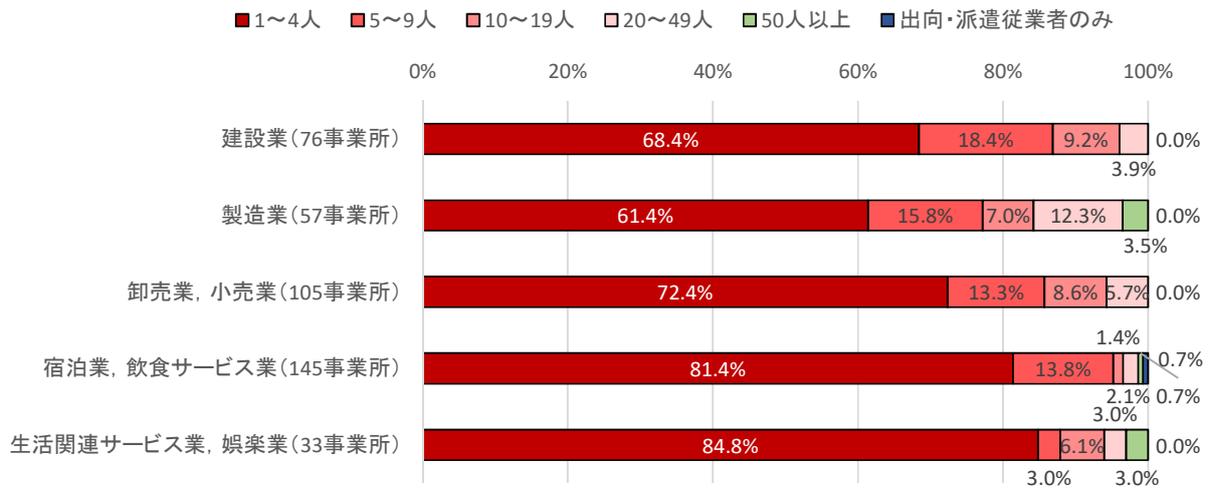
出典：経済産業省「RESAS 地域経済分析システム」再編加工）

④ 中小企業者の実態

本町の主要な産業の事業所を従業員規模別にみると、全ての業種について、従業員数が49人以下の事業所の割合が90%を超えている。このことから、本町の地域経済は、中小企業者が支えているといえる。

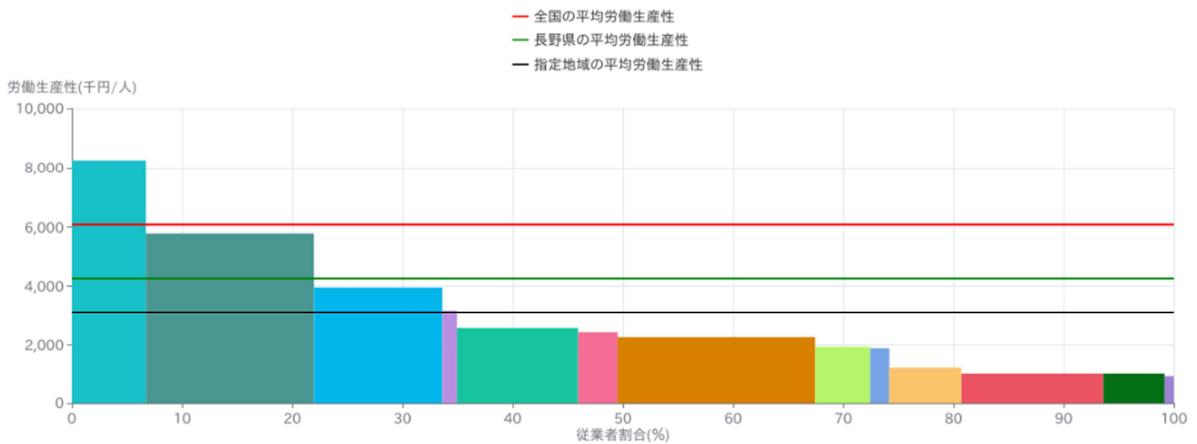
本町の企業の労働生産性は3,111千円/人で、長野県平均4,261千円/人や全国平均の6,095千円/人に比べて低くなっている。

図表 9 主要な業種の従業員規模別事業所数の割合



出典：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」

従業員と労働生産性から見る付加価値額
長野県信濃町
2021年



出典：経済産業省「RESAS 地域経済分析システム」再編加工

⑤ まとめ

今後、本町の生産年齢人口は減少することから、町内の事業所においては、人材の確保が課題となると考えられる。少ない人員でも継続して操業ができるよう生産性の向上が必要となる。

本町の主要な産業は、建設業、情報通信業、製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業であるが、いずれも従業員数が4人未満の事業所が過半数を占めている。これらの産業では、生産性向上を図る方法の1つとして設備の導入・更新があげられるが、小規模な事業所では設備投資のための余力が少ないと考えられる。

本町の地域経済を維持・発展させるため、町内中小事業所の労働生産性の向上を図ることを目的として、導入促進基本計画（以下、本計画という）を策定し、町内事業者が先端設備等の導入に対して支援を行う。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、製造業、建設業、卸売業、小売業など多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えていることから、多様な産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

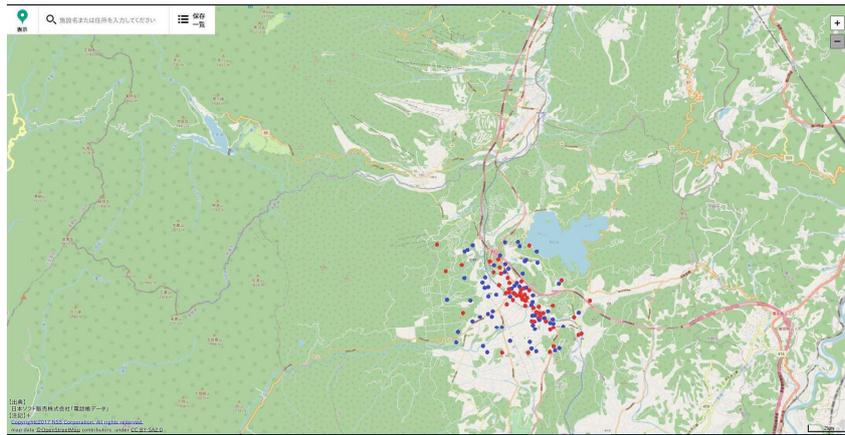
したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、町の中心部のほか周辺部、山間地等の広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は本町全域とする。

図表 11 事業所立地動向（参考）



出典：RESAS（日本ソフト販売株式会社（電話帳データ））

電話帳データから作成しているため、町内全ての事業所を表していない

(2)対象業種・事業

2の先端設備等の種類で示したとおり、本町の産業は多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画においては、対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上に寄与すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1)導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2)先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税を滞納しているものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ④ 町は、適宜、先端設備等導入計画が認定された中小企業者に対して、計画の進捗状況の報告を求める。